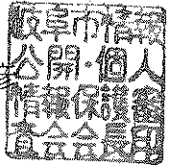


岐阜市行政第11号  
平成25年4月12日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 幅 隆彦



公文書公開請求に対する非公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成19年3月27日付け岐阜市ま開第285号で諮問のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成19年2月21日付け岐阜市ま開第253号による公文書公開請求に対する非公開処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

「平成19年2月21日付け岐阜市ま開第253号公文書公開請求決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消す。そして、再度、正しい情報開示を実施する。」との決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

(1) 決定通知書の非公開又は公開拒否の理由の欄に「中高層建築物の計画及び建築のための手引の作成及び改正に係る決裁は、保存期間を経過し廃棄したため」と記載されている。

しかし、手引の作成に係る決裁の情報公開を請求しているのではなく、あくまでも、制定に係る決裁の情報公開を請求している。

(2) 中高層建築物の計画及び建築のための手引（以下「手引」という。）の制定日、施行日、保存期間等も併せて、詳細に、情報公開を求める。

(3) 手引の改正の状況を、経時的に、説明を求める。

(4) 手引の改正日、施行日、保存期間等も併せて、詳細に、情報公開を求める。

(5) 手引の最終改正日が、何年何月何日であり、保存期間が何年であるため、平成19年2月7日には、改正に係る決裁関係文書は廃棄されており、存在しないとの旨の詳細な説明を求める。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

(1) 異議申立人は、手引の作成に係る決裁関係書類の情報公開ではなく、手引の制定に係る決裁関係書類の情報公開を求めている。

決定通知書の非公開又は公開拒否の理由における「作成」との表現は、異議申立人が使用している「制定」を単に「作成」と表現したに過ぎない。

また、手引は、平成元年3月7日に制定されており、制定時の決裁文書については、文書の保存期間を経過しているため廃棄されており、存在しない。

(2) 異議申立人は、手引の制定日、施行日及び文書保存期間について情報公開を求めている。

上記のとおり、制定日は平成元年3月7日であり、同日に施行されている。また、文書の保存期間については1年である。

(3) 異議申立人は、手引の改正の状況を、経時的に説明を求めている。

この点について、岐阜市の建築指導概要によれば、平成元年3月7日に制定された手引は、平成4年4月1日、平成9年4月1日、平成13年11月1日及び平成15年5月1日に改訂を行っている。

(4) 異議申立人は、手引の改正日、施行日及び保存期間について情報公開を求めている。

手引の改正日については上記のとおりであり、施行日についてもそれぞれ同日である。また、文書保存期間については1年である。

なお、上記(2)から(4)までの異議申立人の請求は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立事項とはならない。

(5) 異議申立人は、手引最終改正日及び平成19年2月7日の時点で決裁関係文書が破棄され存在しない旨の説明を求めている。

手引の最終改正日については、上記のとおり平成15年5月1日であり、保存期間は1年のため平成19年2月7日の時点で決裁文書は破棄され存在しなかった。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 異議申立ての理由（1）について

異議申立人は、「中高層建築物の計画及び建築のための手引」制定に係る決裁関係文書及び改正に係る決裁関係文書の情報公開を求めたところ、実施機関が、公文書公開請求決定通知書において、「中高層建築物の計画及び建築のための手引の作成及び改正に係る決裁」と表示したため、本件異議申立てにおいて、「作成」ではなく「制定」に係る決裁関係文書を求めたものであるとして、改めてその公開を請求する旨主張している。

これに対して、実施機関は、「制定」を単に「作成」と表現したにすぎない旨陳述しており、中高層建築物の計画及び建築のための手引の制定に係る決裁文書のほかに特に作成に係る決裁文書はもともと存在しなかったとのことである。これを踏まえれば、公文書公開請求決定通知書の「非公開又は公開拒否の理由」欄の「作成」の表記は実質的に見て、異議申立人が主張する「制定」を意味すると解される。

そこで、以下には、異議申立人が公開を求めた公文書に対して公開しない旨の決定がなされたものと認め、その当否について検討する。

実施機関の陳述によれば、手引は、平成元年3月7日に制定されており、制定時の決裁文書については、文書の保存期間を経過しているため廃棄

されており、存在しないとのことである。また、手引の改正に関する決裁文書の保存期間についても1年とされていたため、公文書公開請求のあった平成19年2月7日の時点で、手引の改正に係る決裁文書は廃棄され存在しなかったとのことである。

岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号。以下「規則」という。）第38条第1項においては、文書の保存期間について、その内容に応じ、永年、10年、5年、3年及び1年の区分により定められているが、手引の制定及び改正時の決裁文書は、同項第5号の「前各号に掲げる文書以外の文書で1年保存を必要と認めるもの」に該当し、保存期間は1年とされていた。

本件処分に係る公文書公開請求時においては、制定及び改正時の決裁文書は、保存期間の起算日から、それぞれ保存期間である1年を超える年数を経過していること、他に異議申立人が公開を求める手引の制定及び改正時の決裁文書の存在をうかがわせる事実は認められないことから、当該文書は保存期間の満了に伴い廃棄されているとの実施機関の説明は是認できる。

したがって、本件処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての理由（2）ないし（5）について

異議申立ての理由（2）ないし（5）については、いずれも本件処分の違法又は不当をいうものではなく、本件処分の取消しを求める理由にならない。

## 3 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、3回にわたり意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

## 第5 審査会の審査経緯等

|       |       |                  |
|-------|-------|------------------|
| 平成19年 | 2月 5日 | 公文書公開請求          |
|       | 2月21日 | 実施機関による非公開決定     |
|       | 3月21日 | 上記非公開決定に対する異議申立て |
|       | 3月27日 | 諮問               |
| 平成24年 | 9月21日 | 異議申立人に陳述書の写しを送付  |
| 平成25年 | 2月15日 | 審査会開催。実施機関から意見聴取 |
|       | 3月 8日 | 審査会開催            |
|       | 4月12日 | 審査会開催。答申         |